出雲空港開港60周年記念ロゴマーク利用取扱要領

令和8年7月7日制　　定
令和8年7月13日一部改正

(趣旨)
第1条　この要領は、出雲空港開港60周年記念ロゴマークの利用に関し必要な事項を定めるものとする。
(ロゴマークの利用に関する権利)
第2条　ロゴマークの利用に関する一切の権利は、21世紀出雲空港整備利用促進協議会(以下「協議会」という。)に属する。
(ロゴマークの利用目的及び用途)
第3条　ロゴマークは、令和9年3月31日までに実施するイベント、作成する物等であって、利用目的が出雲空港開港60周年記念事業としてふさわしいものに限り利用することができる。
(利用できるロゴマーク)
第4条　ロゴマークは、別図の図案及び文字列並びに使用フォントをいう。
(利用方法)
第5条　ロゴマークは、前条の規定により定められた形状、色彩等に従って正しく利用するものとし、その一部のみの利用、変形、他の図形や文字と重ねて利用することは認めない。
(目的外使用の禁止)
第6条　ロゴマークは、第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。
(利用許諾の申請)
第7条　ロゴマークの利用を希望する者は、あらかじめ利用許諾申請書(様式第1号)を協議会会長(以下「会長」という。)に提出し、利用の許諾を受けなければならない。
2　前項の規定による申請は、令和9年2月28日までに行わなければならない。
(利用者の制限)
第8条　会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。
⑴　法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
⑵　協議会の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
⑶　その他会長が不適切と認める者
(利用の許諾)
第9条　会長は、第7条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が第3条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。この場合において、会長はロゴマークの利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。
2　会長は、前項の規定により利用許諾を行ったときは、利用許諾書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。
3　利用許諾の期間は、利用許諾申請書に記載の期間とする。
(利用の制限)
第10条　会長は、前条の規定にかかわらず、申請者のロゴマーク利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。
⑴　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
⑵　協議会の信用又は品位を害すると認められるとき。
⑶　第三者の利益を害すると認められるとき。

⑷　出雲空港開港 60 周年記念事業の趣旨を損なうと認められるとき。
⑸　特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
⑹　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条各号に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
⑺　ロゴマークの利用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
⑻　その他会長が不適当と認めるとき。
2　利用許諾の申請にかかわらず、前項の規定に該当するおそれがあるときは、商標法など関係法令に基づき、必要な対応をとるものとする。
(利用許諾内容の変更)
第 11 条　第 9 条の規定により許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾変更申請書(様式第 3 号)を会長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。
2　前項の場合においては、第 8 条から前条までの規定を準用する。
(利用上の遵守事項)
第 12 条　利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　ロゴマークの利用が第 3 条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
⑵　利用許諾(前条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
⑶　利用許諾を受けた権利を協議会の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、転貸、又は承継しないこと。
⑷　協議会が提供したロゴマークに係る素材について、協議会から提供された色及び形のまま利用すること。
⑸　当該利用に係る物件の完成品の写真等を提出すること。
⑹　第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、この要領及び利用許諾内容に基づいてロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を利用者の責任で行い、管理を徹底すること。
⑺　その他各種の法令を順守すること。
(利用状況の報告等)
第 13 条　会長は、利用者に対し、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。
(利用料)
第 14 条　ロゴマークの利用料は、無償とする。
(利用許諾の取消し)
第 15 条　会長は、ロゴマークの利用がこの要領及び利用許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収をさせるものとする。
2　前項の規定により許諾を取り消された者は、取消しの日からロゴマークを利用してはならない。
3　会長は、前 2 項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
(利用許諾を受けずにロゴマークを利用した場合の措置)
第 16 条　会長は、この要領に基づき必要な利用許諾を受けずにロゴマークを利用し、又は利用しようとしている者について、その利用の停止を求めることができる。
(経費等の負担)
第 17 条　協議会は、この要領による利用許諾の申請、利用許諾の内容変更の申請又は利用状況

の報告及びロゴマークの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。
(その他)
第18条　この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
この要領は、令和8年7月7日から施行する。

附　則(令和8年7月13日)
この要領は、令和8年7月13日から施行する。

別図

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

(宛先)
21世紀出雲空港整備利用促進協議会　会長

申請者住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
連絡先(担当者名、電話番号)

出雲空港開港60周年記念ロゴマーク利用許諾申請書

出雲空港開港60周年記念ロゴマークを利用したいので、出雲空港開港60周年記念ロゴマーク利用取扱要領第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

利用目的	
利用方法	(種類・名称・規格・数量等)
利用場所	
利用期間	年　月　日 ～　年　月　日

2 添付書類

・企画書(デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等)

・その他参考となる資料

様式第2号(第9条関係)

年　月　日

出雲空港開港60周年記念ロゴマーク利用許諾書

様

21世紀出雲空港整備利用促進協議会　会長

年　月　日付で申請のあった出雲空港開港60周年記念ロゴマークの利用について、出雲空港開港60周年記念ロゴマーク利用取扱要領第9条第2項の規定により、下記のとおり許諾します。

記

利用目的	
利用方法	
利用場所	
利用期間	年　月　日～　年　月　日
その他の許諾条件 指示事項	

様式第3号(第11条関係)

年　月　日

(宛先)

21世紀出雲空港整備利用促進協議会　会長

申請者住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
連絡先(担当者名、電話番号)

出雲空港開港60周年記念ロゴマーク利用許諾変更申請書

年　月　日付けで許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容